

議案第31号

墨田区教育委員会委員任命の同意について
上記の議案を提出する。

令和7年9月30日

提出者 墨田区長 山本亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第
2項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を
求める。

記

住 所 東京都墨田区墨田●●●●●●●●

氏 名 岸田玲子

生年月日 昭和30年●●●●●

所属政党 無所属

(提案理由)

令和7年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必
要がある。

(参考)

● ● ● ● 略歴

現住所 東京都墨田区墨田●●●●●●●●

生年月日 昭和30年●●●●●

学歴 國學院大學文学部文学科卒業（昭和54年3月）

職歴等 横須賀学院高等学校非常勤講師（昭和54年6月—昭和58年3月）

桐蔭学園高等学校非常勤講師（昭和58年4月—平成2年9月）

墨田区民生委員・児童委員、主任児童委員（平成14年4月—令和4年11月）

墨田区民生委員・児童委員協議会主任児童委員部会長（平成28年10月—令和4年11月）

墨田区立隅田小学校学校運営連絡協議会委員（平成17年4月—令和3年9月）

人権擁護委員（平成18年1月—平成23年12月）

墨田区立桜堤中学校学校運営連絡協議会委員（平成25年4月—令和3年9月）

墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会委員（平成27年2月—令和3年9月）

墨田区要保護児童対策地域協議会委員（平成28年12月—令和5年3月）

墨田区人権啓発基本計画改定検討委員会委員（令和3年4月—令和4年3月）

墨田区教育委員会委員（令和3年10月—現在）

すみだ福祉サービス苦情調整委員会委員（令和4年4月—令和6年3月）

墨田区芸術祭実行委員会実行委員（令和7年3月—現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることがある。